



山形県公報

平成22年1月19日(火)
第2110号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森 林 課) ……43
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……44
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……45
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………( 同 ) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(出 納 局) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域支援課) ……46
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監 査 委 員) ……同
- 一般競争入札の公告……………(病院事業局) ……47

## 告 示

### 山形県告示第48号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成22年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町清川字腹巻野(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山形県告示第49号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法

- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市大字鶴脛（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字鶴脛（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第50号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年1月19日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成22年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長          |
|----------------------------|------|-----------------------|--------------|
| 鶴岡市泉町5番57から<br>同 馬場町2番18まで | 旧    | 20.6メートル<br>}<br>10.6 | メートル<br>41.6 |
| 同 上                        | 新    | 17.0メートル<br>}<br>10.6 | 同 上          |

**山形県告示第51号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年1月19日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成22年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市泉町5番57から  
同 馬場町2番18まで
- 3 供用開始の期日 平成22年1月19日

山形県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月19日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画高度地区
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月19日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 東根都市計画公園
  - (2) 名称 2・2・5号本郷第一公園、2・2・12号さくらんぼ公園、2・2・13号みずき公園、2・2・14号かえで公園及び2・2・15号つばき公園
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第54号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年1月19日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |                                 |   |                |                    |   |   |   |
|-------|---------------------------------|---|----------------|--------------------|---|---|---|
| 別表第2中 | 県公金の収納事務<br>（口座振替による<br>ものに限る。） | 〃 | 長井支店長<br>井南出張所 | 長井市四ツ谷二丁目1<br>番26号 | 〃 | 〃 | を |
|       |                                 | 〃 | 東根支店本<br>町出張所  | 東根市大字東根甲537<br>番地  | 〃 | 〃 |   |

|                                 |   |               |                   |   |   |       |
|---------------------------------|---|---------------|-------------------|---|---|-------|
| 県公金の収納事務<br>（口座振替による<br>ものに限る。） | 〃 | 東根支店本<br>町出張所 | 東根市大字東根甲537<br>番地 | 〃 | 〃 | に改める。 |
|---------------------------------|---|---------------|-------------------|---|---|-------|

|       |   |       |   |                |   |   |   |
|-------|---|-------|---|----------------|---|---|---|
| 別表第5中 | 〃 | 御廟支店  | 〃 | 御廟二丁目7番<br>88号 | 〃 | 〃 | を |
|       | 〃 | 東町通支店 | 〃 | 本町二丁目6番<br>37号 | 〃 | 〃 |   |
|       | 〃 | 駅前支店  | 〃 | 東三丁目2番28<br>号  | 〃 | 〃 |   |

|   |      |   |                |   |   |       |
|---|------|---|----------------|---|---|-------|
| 〃 | 御廟支店 | 〃 | 御廟二丁目7番<br>88号 | 〃 | 〃 | に改める。 |
|---|------|---|----------------|---|---|-------|

別表第6中

|   |      |   |                  |   |   |   |
|---|------|---|------------------|---|---|---|
| 〃 | 桜田支店 | 〃 | 桜田東一丁目14番<br>19号 | 〃 | 〃 | を |
|---|------|---|------------------|---|---|---|



|   |           |   |                  |   |   |       |
|---|-----------|---|------------------|---|---|-------|
| 〃 | 桜田支店      | 〃 | 桜田東一丁目14番<br>19号 | 〃 | 〃 | に改める。 |
| 〃 | 七日町ふれあい支店 | 〃 | 七日町三丁目1番<br>16号  | 〃 | 〃 |       |

#### 附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は同月8日から、別表第6の改正規定は同月15日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年1月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人スマイルハウス
  - (2) 代表者の氏名  
草苺 美紀
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市通町二丁目11番10号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は子育て中の親が抱える不安や閉塞感を解消するための環境をつくり子育て・子育てに関わる支援事業を通して、すべての子どもと親が生き生きと心豊かに暮せるような地域社会をつくる事を目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長から、平成21年7月28日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成22年1月19日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 野 | 川 | 政 | 文 |
| 山形県監査委員 | 寒 | 河 | 江 | 好 |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

| 監査対象機関  | 指 摘 事 項                 | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                  |
|---------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 置賜教育事務所 | 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。 | 新任職員に対する旅費事務の研修会の実施や、所内会議にて旅費事務の処理期限を職員に通知することにより、周知を図るとともに、毎月初旬に、各課の出張予定表、旅行命令簿及び、総務課にて財務システムより打出した旅行命令登録状況を突き合わせし、前月分の旅費事務の確認を行うことで、漏れ、遅延等の防止を徹底してまいります。 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立河北病院医事業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年1月19日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室
- (2) 日時 平成22年3月2日（火） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立河北病院医事業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け山形県公報第2013号）に公示された資格を有すること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去3年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務の契約期間が平成22年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。
- (6) 2の(1)の役務の履行に関し、当該役務を確実に遂行できる体制を整備できることを説明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課医事会計係 電話番号0237(73)3131

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)、(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成22年2月17日（水）午後3時までに山形県立河北病院医事経営課に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Medical affairs business of Kahoku Prefectural Hospital: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00AM, March 2, 2010

(3) Contact point for the notice: Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nisimurayama-gun, Yamagata-ken 991-3511 Japan TEL 0237-73-3131